

議案第十六号

中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則

中央区教育委員会の事務組織規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条図書文化財課の款中「事業調整係」を削る。

第七条保健給食係の項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 学校給食の管理運営に関すること。

十四 学校給食に係る保護者負担軽減に関すること。

第十条を次のように改める。

（図書文化財課の係の分掌事務）

第十条 図書文化財課管理係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 区立図書館との連絡に関すること。
- 二 郷土資料館との連絡に関すること。
- 三 図書資料等整備の連絡調整に関すること。
- 四 図書館事業の連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

教育委員会事務局の組織を整備するため、この議案を提出します。

○ 中央区教育委員会の事務組織規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第一号）（抄）

新	旧
（事務局の分課等） 第三条 中央区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の課及び室並びにその係は、次のとおりとする。 庶務課 庶務係 教育政策係 学務課 学事係 保健給食係 幼児教育支援係 学校施設課 施設管理係 施設整備係 指導室 教職員係 事業係 教育ICT推進係 図書文化財課 管理係 （学務課各係の分掌事務）	（事務局の分課等） 第三条 中央区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の課及び室並びにその係は、次のとおりとする。 庶務課 庶務係 教育政策係 学務課 学事係 保健給食係 幼児教育支援係 学校施設課 施設管理係 施設整備係 指導室 教職員係 事業係 教育ICT推進係 図書文化財課 管理係 事業調整係 （学務課各係の分掌事務）

新	第七条 学務課各係の分掌事務は、次のとおりとする。 学事係 - 一 区立小学校、中学校、幼稚園及び養護学園の設置及び廃止に関すること。 - 二 特別支援学級の設置及び廃止に関すること。 - 三 学齢児童、生徒及び幼児の就学（園）に関すること。 - 四 区立小学校、中学校及び幼稚園の学級編制に関すること。 - 五 区立小学校、中学校及び幼稚園の一般的管理運営に関すること。 - 六 区立小学校、中学校及び幼稚園に係る予算の令達に関すること。 - 七 就学援助に関すること。 - 八 他の係に属しないこと。 保健給食係 - 一 区立校外学園の設置及び廃止に関すること。 - 二 区立養護学園の学級編制に関すること。 - 三 区立養護学園及び校外学園の一般的管理運営に関すること。 - 四 区立養護学園に係る予算の令達に関すること。 - 五 区立小学校及び中学校における区立校外学園等の利用に関すること。 - 六 区立小学校、中学校、幼稚園及び養護学園の保健衛生に関すること。
旧	第七条 学務課各係の分掌事務は、次のとおりとする。 学事係 - 一 区立小学校、中学校、幼稚園及び養護学園の設置及び廃止に関すること。 - 二 特別支援学級の設置及び廃止に関すること。 - 三 学齢児童、生徒及び幼児の就学（園）に関すること。 - 四 区立小学校、中学校及び幼稚園の学級編制に関すること。 - 五 区立小学校、中学校及び幼稚園の一般的管理運営に関すること。 - 六 区立小学校、中学校及び幼稚園に係る予算の令達に関すること。 - 七 就学援助に関すること。 - 八 他の係に属しないこと。 保健給食係 - 一 区立校外学園の設置及び廃止に関すること。 - 二 区立養護学園の学級編制に関すること。 - 三 区立養護学園及び校外学園の一般的管理運営に関すること。 - 四 区立養護学園に係る予算の令達に関すること。 - 五 区立小学校及び中学校における区立校外学園等の利用に関すること。 - 六 区立小学校、中学校、幼稚園及び養護学園の保健衛生に関すること。

新	旧
七 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 八 日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。 九 区立校外学園（柏学園テニスコートを除く。）の社会教育利用及び社会体育利用に関すること。 十 学校給食の総合的計画に関すること。 十一 学校給食の指導助言及び連絡調整に関すること。 十二 学校給食の調査統計に関すること。 十三 学校給食の管理運営に関すること。 十四 学校給食に係る保護者負担軽減に関すること。 幼児教育支援係 一 区立幼稚園における子育ての支援に関すること。 二 幼保連携型認定こども園の運営に関すること。 三 多様な集団活動等利用支援に関すること。 （図書文化財課の係の分掌事務） 第十条 図書文化財課管理係の分掌事務は、次のとおりとする。 一 区立図書館との連絡に関すること。 二 郷土資料館との連絡に関すること。 三 図書資料等整備の連絡調整に関すること。 四 図書館事業の連絡調整に関すること。	七 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 八 日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。 九 区立校外学園（柏学園テニスコートを除く。）の社会教育利用及び社会体育利用に関すること。 十 学校給食の総合的計画に関すること。 十一 学校給食の指導助言及び連絡調整に関すること。 十二 学校給食の調査統計に関すること。 幼児教育支援係 一 区立幼稚園における子育ての支援に関すること。 二 幼保連携型認定こども園の運営に関すること。 三 多様な集団活動等利用支援に関すること。 （図書文化財課各係の分掌事務） 第十条 図書文化財課各係の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 一 区立図書館との連絡に関すること。 二 郷土資料館との連絡に関すること。 三 課内他の係に属しないこと。 事業調整係 一 図書資料等整備の連絡調整に関すること。 二 図書館事業の連絡調整に関すること。

新	附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
旧	